

令和4年3月29日

新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルスワクチン接種及び 感染症に関する取組状況【第25報】

本市における新型コロナウイルスワクチン接種の状況や今後のスケジュール、感染症に関する取組み状況についてお知らせいたします。

1 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種

(1) 12歳以上17歳以下の3回目接種について

① 国からの通知内容

- 早ければ4月から予防接種法に基づく予防接種として位置付けられるため、12歳以上17歳以下の者に対する3回目接種に向けた準備を進めること
- 12歳以上17歳以下の者に用いられるワクチンは、現時点でファイザー社ワクチンのみとなるため、必要量のワクチンを確保すること
- 初回接種を完了したすべての者に接種機会を提供できるワクチンを配分しているため、ファイザー社ワクチンの追加配分は予定していないこと

② 市の対応

ア ワクチン及び接種機会の確保

市内医療機関が使用するワクチンを順次モデルナに切り替え、ファイザー社ワクチンを確保する。

また、集団接種会場において対象者の接種日を設定する。

イ 対象者への接種券の発送

2回目接種から6か月を経過している方に順次発送します。

4月15日（金） 第1弾接種券発送予定

4月22日（金） 第2弾接種券発送予定（以降2週間ごとに発送）

(2) WEB予約システムの再開

外部からのサーバー攻撃を受けたことにより、3月1日から一時停止していた「君津市新型コロナワクチン接種特設サイト」での受付を再開します。

①再開日時 令和4年4月1日（金）午前9時

②再開に伴う措置

ア WEB予約システムの変更に伴うデータ移行のため、3月27日（日）から3月31日（木）までの間、コールセンターでは新規の予約受付を停止し、キャンセルのみ受け付けます。

イ 3月11日（金）から実施しているコールセンターの受付時間延長（午後9時まで）については、3月26日（土）をもって終了し、3月27日（日）以降は従来どおり、午前9時から午後6時まで（土日祝日含む）とします。

(3) 18歳以上の3回目接種を実施

接種後の時間の経過とともに、ワクチンの有効性や免疫原性が低下することから、2回目接種を終了した方のうち、概ね8か月以上経過した方を対象に追加接種（3回目接種）を実施しています。

追って、国が予約状況に空きがあれば、6か月以上経過した一般対象者についても追加接種の前倒しを進める方針を示したことから、市が接種場所、日時を指定しない64歳以下の方で2回目接種から6か月経過した方については、3月11日に前倒して接種券を送付し、その後も2週間ごとに発送しています。

① 追加接種の概要

ア 実施方法

1・2回目と同様、個別接種と集団接種を併用します。

イ 接種時期（イメージ）

2回目 接種	R3 3~4	5	6	7	8	9	10	11	12	R4 1	2
-----------	-----------	---	---	---	---	---	----	----	----	---------	---



追加 接種	R3 12	R4 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
個別接種	医療従事者等		住民接種								
集団接種	住民接種										

ウ 接種券の発送及び予約方法

- 65歳以上の方については、前回接種場所を参考に、2回目接種から概ね8か月を目途に日時、接種場所を指定した接種券を指定日の約1か月前に発送しています。
予約状況に空きがあれば、指定日よりも前に変更できます。
予約変更は、コールセンター、WEBで受け付けます。
- 64歳以下の方については、2回目接種から概ね6か月経過した方から、順次、接種場所、日時は指定せず、2週間ごとに分割して接種券を発送します。
予約はWEB、コールセンターで受け付けます。
- なお、65歳以上、64歳以下のどちらの方でも、2回目接種から6か月を経過している方で、職域や大規模接種会場などで接種予定の方は、お申し出いただければ個別に接種券を発行します。

② 集団接種会場

生涯学習交流センター（生涯C）、農村環境改善センター（農改C）の2か所

	日	月	火	水	木	金	土
5/5まで	生涯C	生涯C	生涯C	生涯C	休止	農改C	農改C
5/6から	生涯C	生涯C	生涯C	生涯C		生涯C	農改C

*原則、週6日とする。（休止：毎週木曜日、祝日）

③ スケジュール

- 令和3年11月19日 第1弾接種券発送（医療従事者等 R3.3～4 接種者）
- 12月 医療従事者接種開始
- 12月15日 第2弾接種券発送（医療従事者等 R3.5 接種者）
- 令和4年 1月21日 第3弾接種券（住民接種）発送、以降順次発送
- 2月13日 集団接種（住民接種）開始
- 2月14日 個別接種（住民接種）順次開始

④ 教職員等への接種券の優先送付

年明けから10代以下の若年層の感染者が増加しています。今後始まる小児接種とともに、子どもに関わるエッセンシャルワーカーに対する早期の追加接種も求められていることから、優先的に接種券を送付します。

ア 対象 小学校、中学校、保育園、幼稚園、学童クラブ、
放課後デイサービスに従事する職員

イ 送付方法 施設ごとに取りまとめられた対象者リストにより、2回目接種から6か月を経過した方に順次送付

(4) 小児接種

新たに5歳から11歳向けの小児ワクチンの薬事承認がなされました。

国は2月21日の週から小児ワクチンの配送を始め、予防接種法施行令などを改正し、同法上の「臨時接種」とした上で、小児の保護者に「努力義務」は適用しておりません。

対象者への接種券は、3月1日に発送し、3月14日から接種を開始しました。

(5) 市内の接種状況（回数） 3月28日集計時点

年齢区分	対象者の概数	1回目		2回目		3回目	
		接種完了	接種率	接種完了	接種率	接種完了	接種率
5歳から11歳	4,000	350	8.8%	0	0%		
12歳から17歳	3,930	3,350	85.2%	3,290	83.7%		
18歳から64歳	44,550	39,230	88.1%	39,100	87.8%	11,320	29.0%
65歳から74歳	13,140	12,390	94.3%	12,360	94.1%	7,300	59.1%
75歳以上	13,700	12,880	94.0%	12,850	93.8%	8,780	68.3%
12歳以上合計	75,320	67,850	90.1%	67,600	89.8%	27,400	42.6%

*国が提供している「ワクチン接種記録システム（VRS）」から抽出したものの。

(6) 1・2回目接種の新規予約

現在は、原則として集団接種会場での接種となり、予約はコールセンターで受け付けています。

(7) 市民からの問い合わせ窓口

- ① コールセンター 開設時間 全日9時～18時
電話番号 0120-220-116
- ② 健康づくり課 新型コロナウイルス感染症対策室
電話番号 0439-32-1734

2 非課税世帯等臨時特別給付金

要件確認書を送付した令和3年度住民税非課税世帯への支給は、約88%が完了しました。(3月22日現在)引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変し、住民税非課税相当となった世帯等への申請を受付しています。

(1) 対象世帯

- ① 住民税非課税世帯
- ② 家計急変世帯

※当該世帯の全員が住民税課税者の扶養(税法上)となっている世帯は対象外

(2) 支給額 1世帯あたり10万円

(3) 申請期限

- ① 「要件確認書」は令和4年3月31日
- ② 「申請書」は令和4年9月30日

(4) 支給実績 6,791世帯(3月28日現在)

3 子育て世帯への臨時特別給付金

現に18才以下の子どもを養育しているにもかかわらず、離婚等により給付金を受け取れない方々への臨時特別給付金(支援給付金)の申請の受付を3月1日から開始しました。

(1) 対象者

- ① 子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金除く)
18才以下の子どもを養育している者(所得制限あり)
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)
18才以下の子どもを養育しているにもかかわらず、離婚等により給付金を受け取れていない方(所得制限あり)

(2) 支給額 18才以下の子ども一人当たり現金10万円

- (3) 申請期限 ① 子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金除く)
令和4年4月28日(令和4年2月28日から変更)
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金(支援給付金)
令和4年4月28日

(4) 支給日 申請を受け付けてから、2週間から3週間後

(5) 支給実績 (3月28日現在)

区 分	支給実績
子育て世帯への臨時特別給付金	支給額 10万円/人
	支給児童数 10,218人

(6) お問い合わせ窓口 子育て支援課 子育て世帯臨時特別給付室 (市役所2階)
電話番号 0439-27-0251

4 新型コロナウイルス感染症に関する本市の取組状況について

(1) 市内における感染者の発生状況

○感染者数 3,130名 (3月28日現在)

(2) 対策本部等の開催状況 (2月15日以降)

会議名	開催日	内容
第37回感染症対策本部会議	3月4日	公共施設の一部再開について、ほか
第38回感染症対策本部会議	3月18日	公共施設の全面再開について、ほか

(3) まん延防止等重点措置解除への対応

まん延防止等重点措置が適用されたことを受け、1月21日から3月6日まで公共施設を原則休館としていましたが、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向け、3月7日から一部再開しました。

その後、国は3月21日の期限をもって、まん延防止等重点措置が解除することを決定したことを受け、3月22日から公共施設を全面再開しました。

(4) 新型コロナウイルス対策事業等

別紙のとおり

(5) 県の保健所へ市の保健師を派遣

令和4年1月7日に千葉県健康福祉部長から県内市町村長に対し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、保健所業務がひっ迫していることから、応援職員派遣依頼がありました。

これを受けて君津市では、保健所機能を維持することは、市民の命と健康を守ることに繋がるため、君津保健所と協議の上、合計11日間、保健師2名、事務職2名を派遣し、保健所業務の体制強化に協力しました。

5 今後の対応について

3月21日をもって千葉県に適用されていた「まん延防止等重点措置」が解除となりました。

市民の皆様のご協力により、本市の新規感染者数は減少傾向にありますが、減少ペースは鈍く、予断を許さない状況です。

入学式や歓送迎会など、人の動きが活発になる時期ですので、決して再び増加に転じることがないように、引き続き、「感染しない」「感染させない」ために、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動は控える、こまめな手洗い、手指の消毒、マスクの正しい着用、密の回避のほか、会食時においても、会話をするときにはマスクを着用するなど、基本的な感染防止対策の徹底を周知してまいります。

新型コロナウイルスワクチン接種（1・2回目接種）については、高齢者の接種が約94%、全体での接種も約90%が完了しています。

追加接種（3回目接種）については、2月13日に接種を開始し、高齢者の接種が約64%、全体での接種も約43%が完了しています。

3月14日には、5歳から11歳を対象とした小児接種も始まり、現在は、12歳以上17歳以下の3回目接種について、国の動向に注視しながら準備を進めているところです。

今後も、市民、事業者への情報提供の充実を図るとともに、市民の命と健康を守ることを最優先に、市でできることを常に考え、国、県と連携、行動し、アフターコロナを見据え、地域経済と生活の安定のための施策に、全力で取り組んでまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(君津市保健福祉部健康づくり課) 担当：君島・入江
電話：0439-57-2230 FAX：0439-57-2234
メール：kenkou@city.kimitsu.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策事業等 一覧

＜ワクチン接種対策＞

- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業
- 新型コロナウイルスワクチン接種対策事業
3回目のワクチン接種に必要となる、接種券等の印刷・送付、接種会場の運営や使用する物品購入、予約システムの改修などを実施。

＜市民・事業者向け支援＞

- 新型コロナウイルス感染症抗原検査キット配布事業 《市独自支援策》
 - 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、児童生徒等とその保護者の不安を解消することを目的として、検査を希望する方に抗原検査キットを無償配布します。
 - (1)対象施設 市立の保育園、こども園、小学校及び中学校
 - (2)対象者 学級閉鎖となったクラス、学年閉鎖となった学年または全校臨時休校となった学校に在籍する園児、児童、生徒、職員で検査を希望する者
 - 職場内での感染拡大を防ぐため、次の①か②が発生し、事情によりすぐに医療機関を受診できない従業員がいる事業者に、抗原検査キットを配布します。
 - ① 軽症状(微熱・せき・のどの痛み・その他体調不良)
 - ② 職場で発生した陽性者や濃厚接触者と接触があり、念のため自宅待機等をする
- ※①②の状況ではなく万が一の備えとしての配布はできません

＜事業者向け支援＞

- 中小企業者等テレワーク導入支援補助金 《市独自支援策》
テレワーク導入のための機器やソフトウェアの購入経費を補助します。
補助率2/3、上限40万円
※申請前に産業支援センター(0439-50-8111)への相談が必要です

＜市民向け支援＞

- 非課税世帯等臨時特別給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金
本文記載のとおり

○自宅療養者等への食料支援

食料品の調達が困難な自宅療養者等に対して、千葉県による配食サービスや、病院・ホテルでの療養が行われるまでの間、3日分程度の食料品やマスクなどの物資を無償提供します。

君津市、社会福祉法人君津市社会福祉協議会、日本赤十字社千葉県支部君津市地区の3者で共同して実施。

○生活困窮者自立支援金の支給 《国の支援策》

総合支援資金等の特例貸付について、貸付を終了した世帯等に対して、就労による自立支援や生活保護までのつなぎとして、支援金を支給します。(最大3か月、再支給あり。収入、資産要件等あり)

支援額＝単身世帯 6万円、2人世帯 8万円、3人以上世帯 10万円

○子育て世帯生活支援特別給付金給付事業 《国の支援策》

低所得のひとり親以外の子育て世帯(住民税非課税世帯等)に対し、児童1人当たり5万円の給付金を支給します。